

# 入所

## 介護老人保健施設 つくも

(1) 施設サービス費 (30日)

(平成30年8月1日改訂)

2人室以上の場合

(単位：円)

介護区分	施設費			居住費 (1日520円)	合計		
	1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護 1	26,880	53,760	80,640	15,600	42,480	69,360	96,240
要介護 2	29,310	58,620	87,930	15,600	44,910	74,220	103,530
要介護 3	31,350	62,700	94,050	15,600	46,950	78,300	109,650
要介護 4	33,180	66,360	99,540	15,600	48,780	81,960	115,140
要介護 5	35,010	69,990	104,970	15,600	50,610	85,590	120,570

\*居住費については、外泊中も居室を確保しておりますので、料金を頂きます。(日数の計算により1円単位の違いが生じる場合があります。)

個室の場合

(単位：円)

介護区分	施設費			居住費 (1日1,640円)	合計		
	1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護 1	24,300	48,570	72,840	49,200	73,500	97,770	122,040
要介護 2	26,610	53,220	79,830	49,200	75,810	102,420	129,030
要介護 3	28,650	57,300	85,950	49,200	77,850	106,500	135,150
要介護 4	30,510	60,990	91,470	49,200	79,710	110,190	140,670
要介護 5	32,310	64,590	96,900	49,200	81,510	113,790	146,100

\*居住費については、外泊中も居室を確保しておりますので、料金を頂きます。(日数の計算により1円単位の違いが生じる場合があります。)

(2) 加算額 (介護保険の利用者負担額) (該当する場合)

(単位：円)

		1割	2割	3割
初期加算	入所してから30日まで	33/日	66/日	99/日
短期集中リハビリテーション実施加算	入所して3ヶ月以内に集中的リハビリを行った場合	263/日	526/日	789/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	入所して3ヶ月以内に集中的リハビリを行った場合(週3日限度)	263/日	526/日	789/日
認知症ケア加算	認知症の入所者にサービスを提供した場合	84/日	167/日	250/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者を受入れ、利用者ごとに担当者を定めた場合	132/日	263/日	395/日
外泊時費用	外泊初日と最終日以外(月6日を限度)	397/日	793/日	1,190/日
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	外泊中に施設が在宅サービスを提供した場合(月6日を限度)	876/日	1,752/日	2,628/日
ターミナルケア加算	死亡日以前4~30日	176/日	351/日	526/日
	死亡日前日・前々日	898/日	1,796/日	2,694/日
	死亡日	1,807/日	3,614/日	5,421/日
入所前後訪問指導加算Ⅰ	入所前30日~入所後7日以内に居宅訪問し施設サービス計画及び診療方針を決定	493/回	986/回	1,479/回
入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前30日~入所後7日以内に居宅訪問し退所後の生活に係る支援計画策定	526/回	1,052/回	1,577/回
退所時指導加算(試行的)	入所後1月を超える入所者が試行的に退所する場合に療養上の指導を行う	438/回	876/回	1,314/回
退所時情報提供加算	主治医に対して診療情報を提供した場合	548/回	1,095/回	1,643/回
退所前連携加算	指定居宅介護支援事業所に対して情報を提供した場合	548/回	1,095/回	1,643/回
訪問看護指示加算	訪問看護ステーションに対して訪問を指示した場合	329/回	657/回	986/回
栄養マネジメント加算	利用者に適切な栄養マネジメントを行った場合	16/日	31/日	46/日
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクが『高』の入所者で、多職種が共同して栄養改善に取り組みをする	329/月	657/月	986/月
再入所時栄養連携加算	入所者が入院し、病院での食事指導中に施設管理栄養士が同席し、再入所後の栄養管理を見直した場合	438/回	876/回	1,314/回
経口移行加算	経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合	31/日	62/日	92/日
経口維持加算(Ⅰ)	医師・管理栄養士等が共同して経口維持計画を作成し、食事の管理をした場合	438/月	876/月	1,314/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口加算(Ⅰ) 食事の観察・会議に歯科医師・言語療法士等が加わった場合	110/月	219/月	329/月
口腔衛生管理体制加算	歯科医等の指導・助言を受けて入所者の方に計画的な口腔ケアを行った場合	33/月	66/月	99/月
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に技術的助言・指導を行った場合	99/月	197/月	296/月
療養食加算	療養食を提供した場合(1日に3回を限度)	7/回	13/回	20/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算	入所者の主治医に対して、内服薬の減少についての連携を行った場合	137/回	274/回	411/回
緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療を提供した場合	560/日	1,119/日	1,679/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅での生活が困難になった認知症利用者の緊急受入を行った場合(7日間限度)	219/日	438/日	657/日
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	入所者に対し必要に応じ、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(月1回7日限度)	258/日	515/日	772/日
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	入所者に対し、協力医療機関と連携を取り、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(月1回7日限度)	521/日	1,041/日	1,561/日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者を適正配置し、介護サービスを提供した場合	4/日	7/日	10/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、且つ認知症介護指導者研修を終了した者を配置した場合	5/日	9/日	13/日
認知症情報提供加算	認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等へ紹介した場合	384/回	767/回	1,150/回
褥瘡マネジメント加算	関連職種が共同して、褥瘡管理・治療に関する褥瘡ケア計画を行った場合	11/月	22/月	33/月
排泄支援加算	排泄に関して、利用者の身体機能の向上や環境の調整等見直す為の計画を行った場合	110/月	219/月	329/月
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員数(介護士、看護師)が算定条件を満たしている場合	27/日	53/日	79/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	介護従事者のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合	20/日	40/日	60/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	施設から在宅へ復帰される利用者割合の条件を満たしている場合	38/日	75/日	112/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	施設から在宅へ復帰される利用者割合の条件を満たしている場合	51/日	101/日	151/日

その他介護保険法に基づき、別に厚生大臣が定めるもの

\*施設費及び加算額には介護職員処遇改善加算3.9%を含んでおります(日数の計算により1円単位の違いが生じる場合があります。)

(3) その他の費用（実費負担）

ア 基本料金

（単位：円）

内 容	日 額	内 容	日 額
食 費	1,550	日用品費	150
朝食・昼食・おやつ・夕食		教養娯楽費	100

※食事の中止連絡は朝食：前日の17時までに、昼食・おやつ・夕食は当日の10時までにお願いします。

（緊急時、すでに提供準備をしている場合においては中止扱いとなりません。）

※日用品費は、ハンドソープ・シャンプー・リンス・ボディシャンプー・ぬれティッシュ

ペーパータオル・トイレトペーパー・おしぼり等

※教養娯楽費は、行事・クラブの（製作）材料費

【レクリエーション・園芸クラブ・書道クラブ・カラオケクラブ・美容クラブ・製作クラブ等】

イ 加算料金（利用された方のみ）

（単位：円）

内 容		日 額	標準月額
特別療養室 （税込）	個室	2,160	64,800
	二人部屋	1,620	48,600

ウ その他（必要とした場合のみ）

（単位：円）

理容代	カット・ブロー	1回	1,500	（税込）
	シャンプー	1回	500	（税込）
	顔そり	1回	500	（税込）
	パーマのみ	1回	3,900	（税込）
	ヘアーカラーのみ	1回	3,900	（税込）
	パーマ・カット・シャンプー・ブロー	1回	5,000	（税込）
洗濯代	1kg. 以上	1回	300	
	1kg. 未満	1回	100	
電気製品使用料	1点につき（2点まで持ち込み可能）		54/日	（税込）
フラワーアレンジメント	材料費	1回	1,000	（税込）
喫茶代	コーヒー・紅茶	1杯	100	
	お菓子	1個	100	
文書料	情報提供等	1通	1,080	（税込）
写真代	スナップ	1枚	40	（税込）

施設は、「その他の費用（実費負担）」に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する場合があります。

※市町村民税世帯非課税の利用者負担限度額（日額）

負担段階	食 費	個 室	多床室
第1段階	300	490	0
第2段階	390	490	370
第3段階	650	1,310	370